



緑の風 FAX版



NO. 100 2019年3月20日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

申16号団体交渉において、過半数代表者選出に当たっては公平・公正な手続きを行うことを確認しました！

○組合員からの不安・不信の声(一部)

- ・投票所の前に助役が立っていて、若手に肩を叩いていた
- ・投票所に衝立がなく、見える所に助役が立って行った
- ・出口調査が、管理者を通じて行われた
- ・投票した人に対して誰に入れたのか管理者が聞いている



組合員の不安な声を解消するため以下、7項目の「**不適切な手続きの禁止**」について会社から回答を受けました。

- (1)十分な周知期間を設けず選出手続きを行うこと。
- (2)投票用紙に番号を記載し、その番号と社員名を対照させ、投票内容を把握すること。
- (3)投票用紙を配布する際、特定の候補者に投票するよう働きかけを行うこと。
- (4)開票前に投票内容を確認すること。
- (5)事前に周知していた投票期間を変更し、前倒して投票を行うこと。
- (6)社員親睦会の代表者が選出手続きを経ずに過半数代表者になること。
- (7)選出手続きを経ず、一方的に過半数代表者を指名すること。

過半数代表者に立候補することで不利益が生じないことも団体交渉の中で確認してきました！

**公平・公正な選挙で労働者の代表を選出しよう！
全組合員と共に働きやすい職場をつくり出そう！**

本部ー本社間で行われた過半数代表者選出の確認事項の情報です！